

●香川県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 廃止年月日       | 名 称         | 所 在 地          |
|-------------|-------------|----------------|
| 平成20年10月31日 | 森岡メンタルクリニック | 木田郡三木町氷上403番地5 |
| 平成20年10月31日 | クスリのユタカ田伏薬局 | 木田郡三木町鹿伏327番地1 |
| 平成20年11月24日 | 大学薬局 むろまち   | 坂出市室町2丁目7番15号  |